

シリーズ 洞爺湖有珠山ジオパーク

ジオサイト紹介



2000年3月31日午後1時7分、有珠山の西山西麓で22年ぶりに噴火が始まりました。

幸いなことに、この噴火で犠牲者はでなかったものの、長期の避難や泥流、火山灰などによる住民生活への被害は大きなものとなりました。次の噴火活動に向けての準備や2000年の噴火体験を忘れず、次世代に語り継いでいくことが「火山と共生」していくためには大切なことです。このたびの東北地方太平洋沖地震により、被害を受けられました皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、火山と共に生きている私たちにとっても、改めて自然の驚異を考えることが必要と考えます。

第1展望台 2000年の噴火では有珠山の北西山麓に60個以上の火口が1カ月足らずの間に相次いで作られました。その中でも最も活発で火口から噴出した噴石と火山灰が積み重なって火砕丘を作ったのがこの第1展望台の正面に見える火口です。

噴水広場前の断層 1977-78年噴火に伴う大地の変動を知ることができる場所の一つが洞爺湖温泉の噴水広場の道道にあります。今は舗装し直されていますが、断層をはさんで約1車線分ずれていることがわかります。この噴水広場にはもともと病院が建っており、この断層運動によって大きな被害を受けました。



第1展望台



噴水広場前の断層

国民健康保険から……

今 回は、会社などを退職した場合の退職者医療制度のQ & Aをお知らせします。

Q 退職したら、必ず国保に入らなければならないの？

A 退職後は、国保に加入する以外にも 職場の健康保険などに引続き加入する（任意継続）他の健康保険などに加入している人の扶養家族になるなどの選択ができます。に加入しない場合は、必ず国保への加入が必要です。

国保 と他の健康保険では、保険料や利用できる保健サービスなどが異なりますので、よく検討して決めましょう。なお、ご希望の方に、国保の保険税の見込額をお知らせしています。この場合、前年の年間収入額（1月から3月に加入の場合は、前々年の年収額）固定資産税額、加入する人数などを申出てください。

Q どんな人が退職者医療制度の対象になるの？

A 次の条件すべてにあてはまる人とその扶養家族が対象となる

ります。

- ・国保に加入している人

- ・65歳未満の人

- ・厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある人

新しく国保に加入する方には、窓口で、年金受給状況などをおたずねして、退職該当を確認しています。また、該当すると思われる方には、文書によりお知らせしております。どちらの場合も、年金加入期間の確認のため、年金証書を提示していただきます。

Q 退職者医療制度と一般の国保とどこが違うの？

A 退職者医療制度でお医者さんにかかる人の医療費は、本人の自己負担分以外は、保険税（退職分）と、『拠出金』でまかなわれています。『拠出金』は、職場の健康保険などが、退職者医療のためなどに出し合っているものです。退職者医療に該当する方が届出をせず、一般の国保のままでお医者さんにかかっ

ていると、本来健康保険などから支払われるべき医療費が国保の負担になってしまいます。国保を適正に運営していくためにも、退職者医療の対象となる方は、年金証書が届いたら必ず届出をお願いします。

Q 一般の国保から退職者医療制度に変わったなら保険税が変るの？

A 今まで一般の国保の方が退職者医療制度に変わった場合も、保険税は同じです。医療費の本人負担も一般の国保と同じです。保険証には①と表示されます。

Q 退職者医療制度は、ずっとこの制度でお医者さんにかかることになるの？

A 退職被保険者本人が65歳になると一般の国保加入者になります。あわせて、扶養家族の人も、一般の国保加入者になります。退職被保険者が65歳になる月に、一般の国保保険証を郵送いたします。

